

別表一の三次葉

「44」又は「57」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の三次葉  
平二十九・四・一以後終了事業年度等分

		事業年度等		法人名						
<b>法人税額の計算</b>										
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	円	000	法人	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	57	円	000
		(1)のうち年800万円相当額を超える金額	45	円	000		(12)のうち年800万円相当額を超える金額	58	円	000
		(1) - (44)	46	円	000		(12) - (57)	59	円	000
		所得金額 (44) + (45)	47	円	000		所得金額 (57) + (58)	60	円	000
		所得金額 (1)	48				所得金額 (12)	61		
		(44)の15%相当額	49			(57)の15%相当額	62			
		(45)の23.4%相当額	50			(58)の23.4%相当額	63			
		法人税額 (48) + (49)				法人税額 (61) + (62)				
		法人税額から控除した金額 (7)	55			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (65) - (66)	56			
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (54) - (55)	56				57			
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>										
恒久的施設帰属所得に係る	この申告前の金額又は欠損金額	68	円	この申告前の金額又は欠損金額	71	円				
	この申告前の欠損金額又は災害損金の当期中除	69	円	この申告前の欠損金額又は災害損金の当期中除	72	円				
	この申告前繰り越す欠損金額又は災害損失	70	円	この申告前繰り越す欠損金額又は災害損失	73	円				
	この申告前の法人税額	74		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((29)-(74))若しくは((29)+(75))又は((75)-(33))	76	外				
	この申告前の還付金額	75	外			00				
<b>地方法人税額の計算</b>										
課税標準法人税額 (35)	77	円	000	(77)の4.4%相当額	78	円				
<b>この申告が修正申告である場合の計算</b>										
この申告前の課税標準法人税額	79	円	000	この申告前の欠損金額の繰戻しによる還付金額	82	円				
この申告前の確定地方法人税額	80			この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)-(80))若しくは((40)+(81)+(82))又は(((81)-(41))+((82)-(41)の外書))	83	00				
この申告前の中間還付額	81									

「44」欄及び「57」欄

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項第1号」
- ② 「区分番号」欄：「00380」
- ③ 「適用額」欄：「44」欄及び「57」欄の金額の合計(円単位)

(注) 1 適用額は、「44」欄及び「57」欄それぞれ年800万円が上限となります。  
 2 別表一の三「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「12」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。